

平成 30 年 6 月 12 日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16959

研究課題名(和文) 非営利団体内部の決定に対する法的規律

研究課題名(英文) Legal discipline on internal decisions of non-profit organizations

研究代表者

山口 敬介 (YAMAGUCHI, Keisuke)

立教大学・法学部・准教授

研究者番号：50507803

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：第1に、非営利団体における団体財産の構成員への分配の問題について、韓国法とドイツ法との比較をしながら、検討をした。その結果、各国で、団体財産維持の利益と団体からの離脱者の利益がどのように調整されているか、どのような要素が規律内容に影響を与えているかを、明らかにすることができた。

第2に、非営利団体における構成員と団体の法関係に関するいくつかの問題について、近時の判例などをふまえて、分析を行った。

研究成果の概要(英文)：Firstly, this study analyzes legal issues on distribution of property of a non-profit organization to its members in view of Japanese, Korean and German law. The study reveals how in each country differing interests are harmonized - the interest of an organization to maintain its property and the interest of a member withdrawing from the organization - and what factors are considered in such harmonization.

Secondly, this study analyzes some other issues on the legal relationship among a non-profit organization and its members in light of recent court rulings and so forth.

研究分野：民法

キーワード：民法 団体 非営利 区分所有 財団法人 機関占有

1. 研究開始当初の背景

(1) 非営利団体財産の構成員への分配の問題

従来、日本の非営利法人法、権利能力なき社団法において、構成員が団体財産から分配を受けうるか、という問題は、あまり関心を持たれてこなかった問題であった。構成員の財産から独立した団体財産を認めること(そして、それを団体債務の責任財産とすること)に、大きな関心が集まり、団体財産に対して構成員個人はいかなる権利を持ちうるか、ということに対する関心は希薄だったといえる。

もっとも、一般社団法人法で導入された基金制度により、非営利法人においても出捐者が出捐額の範囲で払戻しを受けることが可能になり、さらに、権利能力なき社団において、脱退者への払戻しを認めない合意の効力を否定して払戻しを強行的に保障する判例(最判平成16年11月5日民集58巻8号1997頁)が現れるなど、一定の場合に離脱者にも非営利団体財産に対する権利を認める事象が登場している。これらは、冒頭に掲げた問題について再検討の余地があることを示唆している。

(2) (広義の) 非営利団体における構成員と団体の法関係についての諸問題

上記(1)の冒頭に掲げた問題は、(広義の)非営利団体内部における構成員個人と団体の関係をめぐる問題の一類型とみることができる。すなわち、同種の問題は、狭義の非営利団体だけではなく、区分所有関係など広義の非営利団体でも生じうる。また、財産の分配の問題に限らず、財産の占有など、他の権利関係をめぐっても生じうる。

これらの問題についても、従来は、それほど大きな関心が向けられてきたわけではない。

2. 研究の目的

(1) 非営利団体財産の構成員への分配の問題に関する比較法研究

非営利団体、とりわけ権利能力なき社団における構成員への財産分配の問題において、団体財産の維持の利益と離脱者の利益をどのように調整すべきか、どのような要素が規律のあり方に影響を与えるのかを探求することが、本研究の目的である。そして、非営利法人・団体法の分野において、日本法と基本的な仕組みや法概念を共通にするドイツや韓国における議論を分析し、各国の規律の異同を明らかにすることも、本研究の目的の1つである。

(2) 判例を端緒とした、(広義の) 非営利団体における構成員と団体の法関係につ

いての諸問題の分析

上記1(2)で述べたように、非営利団体内部における団体財産をめぐる構成員個人と団体の法関係についての検討材料は、一般社団法人や権利能力なき社団などの狭義の非営利団体以外にも見出すことができる。また、団体財産の分配の局面以外でも見出すことができる。近時の判例においては、これらの分野に関する判断が現れている。これらの判例の検討を契機に、非営利団体における構成員と団体の法関係のあり方を決定づける重要な考慮要素はどのようなものであるかを考察することも、本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) 非営利団体財産の構成員への分配の問題に関する比較法研究

非営利法人・団体法の基本的仕組みや法概念の形成に影響を及ぼした国(の少なくとも1つ)はドイツである。他方、韓国は、日本法の影響を強く受けた立法を持っていると同時に、一般的に、ドイツ民法学の影響を強く受けてきた。このことは、非営利法人・団体法の分野においても同様である。したがって、ドイツ法と韓国法は、非営利法人・団体法の分野において、日本法と一定程度共通性を持っているといえる。

しかし、詳細な観察をしてみると、日韓独の法の展開の仕方には異なる部分も見出すことができる。

そこで、このようなドイツ法および韓国法との比較を通じて、非営利団体財産の構成員への分配の問題についての基本的な視座を得ることを目指した。具体的には、脱退時の払戻し、団体の分裂に関する議論等を検討の素材とし、これらの議論において、団体財産の維持の利益と離脱者の利益はどのように調整されているのか、規律のあり方に影響を与えているのはいったいどのような要素かについて、検討した。

(2) 判例を端緒とした、(広義の) 非営利団体における構成員と団体の法関係についての諸問題の分析

一般社団法人や権利能力なき社団のような狭義の非営利団体を超えて、区分所有者の団体のような広義の非営利団体においても、団体財産の構成員への分配に関する問題は生じうる。この問題についての近時の判例の検討を通じて、問題の所在を明らかにすることを目指した。

また、団体財産の分配の局面以外でも、団体財産をめぐる構成員個人と団体の法関係についての問題は種々ありうる。その中で、法人・団体の占有の問題を取り上げ、構成員個人と団体の関係に対する法的規律のあり方について、検討した。

さらに、法的には構成員が存在しない財

団法人においても、法人財産の存在目的である法人の目的のあり方をめぐって、利害関係者間に紛争が生じることがある。ここでの利害対立は、実質的には、(財団の対概念としての) 社団における構成員間の利害対立に類する側面を有していると言うことができる。このような法関係に関する近時の判例を素材に、検討を行った。

4. 研究成果

(1) 非営利団体財産の構成員への分配の問題に関する比較法研究

非営利団体財産の構成員への分配の問題に関する比較法研究について、論文を公刊し(後掲5[雑誌論文])、学会報告を行った(後掲5[学会発表])。

第1に、各国における公益法人はもちろん、韓国における一定の種類の権利能力なき社団においては、構成員への財産分配が強行的に禁じられていることがわかった。これらの事象は、当該団体の目的・性質の評価に基づいて、団体内部の決定に反しても団体財産維持の利益が優先されているものと捉えることができる。

第2に、他方で、従前、団体財産維持の利益が重視されてきたかのように見える権利能力なき社団に関して、(個人への帰属を認めるか、分裂した団体財産への帰属を認めるにすぎないかの違いはあるものの) 団体財産の分配を認める例が各国にはあることがわかった。これらの場合においては、当該団体の団体目的が構成員の利益をも目的としたものと評価できるか、団体財産に対して構成員が重大な利害関係を持っていると評価できるか、離脱原因が相当なものと評価できるか、といった点が考慮要素となり、これらの要素が相関的に考慮されている、との分析結果に至った。

以上の検討からは、まず、非営利団体の目的という概念の持つ意義とそのさらなる検討の必要性を認識することができた。さらに、学会報告を機に、団体に対する構成員の出捐の法的性質については、(無償契約などの) 契約法理との比較を通じてさらに検討する余地がある、との認識に至ることができた。これらの点は、今後の研究課題である。

(2) 判例を端緒とした、(広義の) 非営利団体における構成員と団体の法関係についての諸問題の分析

区分所有関係において、共用部分から生じた金銭債権の行使権限が、区分所有者個人に認められるか、区分所有者の団体に認められるべきかが争われた最高裁判例が、近時登場した(最判平成27年9月18日民集69巻6号1711頁)。これも、広い意味では、団体性を持つ財産の個人への分配の問題に関わるものと見ることができる。この事件について、

判例評釈を公刊し(後掲5[雑誌論文])、また、区分所有建物の共有部分から生ずる金銭債権全般について検討した学会発表を行った(後掲5[学会発表])。

従来は、共用部分から生じた金銭債権については、区分所有者個人が行使権限を持つことが原則とされていた。しかし、学説などにおいてこのような債権についての団体管理の必要性が指摘されるようになり、上記判例もその流れに沿っている(その意味では、権利能力なき社団の場合と比べて、議論の流れは逆になっている)。もっとも、そのような「団体的拘束」を一様に認めるのではなく、金銭債権の種類ごとに判断する必要があるのではないか、という考えに至った。

団体財産の分配の局面以外でも、団体財産をめぐる個人と団体の法関係が問題になる局面は存在する。その一例として、法人(もっとも、非営利法人に限られない)における占有に関する判例評釈を公刊した(後掲5[雑誌論文])。

法人(あるいは法人格なき団体)と機関・構成員との法関係について、占有が問題となる類型ごとに(物権的請求権の相手方の問題が占有訴権の問題か、対外的紛争か対内的紛争か等) 再検討する余地がある等の考えに至った。

法的な仕組みとして、構成員は存在しないものの、財団法人においても出捐者など法人財産のあり方に関心を持つ者が存在する。近時、財団法人の出捐者が、団体目的や残余財産の帰属者に関する定款の変更の有効性を争う事件について、最高裁判例が現れた(最判平成27年12月8日民集69巻8号2211頁)。そこで、この事件について、評釈を公刊した(後掲5[雑誌論文])。

近時の立法の変化や上記判例によって、財団法人においても目的を含む定款変更の可能性が認められるようになってきている。したがって、その反面として、従前の目的に基づく事業の継続に対して期待を有する者の利益は、必ずしも保護されなくなってきている。しかし、本判決が出た後にも、一定の場合には、財団法人における目的変更には限界がなおありうるのではないかと、等の考えに至った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

山口敬介、「占有 法人の代表機関」『民法判例百選 総則・物権(第8版)』別冊ジュリスト237号、2018年、134-135頁 査読無

山口敬介、「特例財団法人における定款変

更の範囲～最判平成 27 年 12 月 8 日～」公益
法人 46 卷 2 号、2017 年、13-19 頁 査読無

山口敬介、「区分所有建物の共用部分につ
いて生ずる不当利得返還請求権を行使す
ることができる者」ジュリスト 1492 号、2016
年、73-74 頁 査読無

山口敬介、「非営利団体財産に対する離脱
者の権利」私法 78 号、2016 年、104-110 頁
査読無

山口敬介、「非営利団体財産に対する離脱
者の権利(7)」法学協会雑誌 132 卷 9 号、
2015 年、1603-1653 頁 査読有

〔学会発表〕(計 2 件)

山口敬介、区分所有建物の共用部分から生
ずる金銭債権の法的性質、中日民商法研究会
第 15 期大会 2016 年

山口敬介、非営利団体財産に対する離脱者
の権利、日本私法学会 2015 年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山口 敬介 (YAMAGUCHI, Keisuke)

立教大学・法学部・准教授

研究者番号：50507803